

新連載：博物館と社会を考える

第1回

科学館は博物館ですか？

林 浩二（千葉県立中央博物館）

◆著者 プロフィール◆

1957年、東京都生まれ。茨城大学大学院理学研究科生物学専攻修士課程修了。財団法人日本自然保護協会を経て1989年11月に千葉県立中央博物館に学芸員として着任、現在に至る。専門は生態学・環境教育・博物館教育。日本環境教育学会理事（2015～16年度）。

博物館を、特にその社会における役割という点を軸に一緒に考えて行きたいと思います。

今回のテーマですが、科学館は博物館ではない、などと冒頭からケンカを売ろうとしているわけではありませんので、科学館および関係の皆様、まずは冷静にみていきましょう。

日本には博物館を所管する法律があります。それが1951年の「博物館法」で、略称・通称ではなくこれが正式名です。博物館法の第2条（定義）、第3条（事業）で自然科学に関する実物や模型を集めたり、展示することが例示されているので、一般に科学館とイメージされるものも合致していそうです。

では国際的にはどうなっているのでしょうか。

国際博物館会議（ICOM）

博物館活動そのものを規定する国際条約はありません。一方で博物館とそこで働く人々による組織、すなわちNGOがいくつもあります。

博物館界の最大の国際組織は国際博物館会議（[International Council of Museums, ICOM](#)）といいます。博物館職業人による、博物館職業人のための組織として1946年に創立、本部はパリ。公用語は英語、フランス語、スペイン語の3か国語。設立年と本部の都市から想像されるとおり、ICOMは国際連合教育科学文化機関（United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization、ユネスコ）と密接な関係をもったNGOです。世界の世界136の国と地域からの、32,000の博物館・個人の会員から構成されています。ちなみに日本における会員状況は、[ICOM日本委員会](#)の会員数でみると、2015年5月現在で、団体会員31館、個人会員169名です（総会配布資料による）。ユネスコについては回を改めてふれたいと思います。

ICOM規約による博物館の定義

ICOMの設立にあたり基本文書として作成された規約（Statutes）には用語の定義という条項があり、この条約における博物館の定義が記述されています。ICOMは一つのNGOですので、規約の効力は本来、ICOMメンバーにだけ適用されるものですが、この定義の条項については専門家集団による検討・評価の結果として尊重されているようです。なおICOM規約の正文は仏文版とされており、ここではわたしが英文版

から訳したものを表記します。

ICOM規約（2001改定） 第2条 第1項

「博物館とは、社会とその発展に寄与し、一般に公開され、教育・研究・楽しみを目的として、人々とその環境に関する証拠物（material evidence）を取得・保存・研究・交流（communicate）・展示する非営利で常設の機関である。」

博物館の機能としてしばしば挙げられる5つの機能、すなわち資料収集、整理保存、研究、教育普及、展示がそれぞれ含まれていることが確認できます。機能のうち、「教育」はどちらかというと一方的な教え込みが連想されがちですが、交流となっていくことに注目すべきと思います。

科学館にあるのは体験展示

さて、ここであなたがこれまでに行ったことのある科学館を思い出してみてください。

わたしはこの2月、サンフランシスコ市のExploratoriumに行く初めて機会がありました。たくさんの体験的な展示があり、楽しみました。このExploratoriumは科学的な体験型展示物の企画制作で有名で、ここで開発された展示は世界中の科学館に導入され、多くの子どもや大人に学びと楽しみを提供しています。写真で紹介しているのは velvet hands。金網を両手ではさんで動かすと不思議な感覚がします。一方、ふつうの博物館で展示ケースの中に展示されている、古めかしい資料や実物は、Exploratoriumの広い展示室の中にはほとんど見当たりません。

今回のテーマにたどり着きました。「資料」の有無がポイントなのです。



アメリカ・カリフォルニア州サンフランシスコ港の埠頭にあるExploratorium(2015年2月撮影)。Exploratoriumで開発された体験展示は数多くが世界中の科学館に提供され、人々に学びや楽しみを提供している。



水滴の瞬間写真撮影の展示。Exploratorium(アメリカ・カリフォルニア州サンフランシスコ市)で、2015年2月訪問。Exploratoriumで開発された体験展示は数多くが世界中の科学館に提供され、人々に学びや楽しみを提供している。

科学館と科学博物館

科学館は英語表記としてはscience centers、一方、科学博物館はscience museumsとして区別されます。国内でも国際的にも、資料を持たない「科学館」は、資料を柱とした「博物館」とは別扱いされてきたようです。国内の博物館組織で見て行きましょう。

科学系博物館の国内組織は[全国科学博物館連絡協議会](#)、略称は全科協で、事務局は国立科学博物館にあります。[会則](#)から、1971年設立とわかります。[会員館園](#)は215館。

一方、いわゆる「科学館」の国内組織は[全国科学館連携協議会](#)、略称は連携協で、設立時の事務局は科学技術館、現在は日本科学未来館にあります。[設立は1993年](#)。[加盟館](#)は160館。もちろん、両方に所属している館も少なくありません。

設立時の事務局館がそれぞれ国立科学博物館と科学技術館ということから、文部科学省と科学技術庁という2つの府省に背景を持つことが想像されます。中央省庁の再編（2001年1月）で文部省と科学技術庁が文部科学省に再編成された後も変わっていません。

科学館はコレクションをもたない

先のICOMによる博物館の定義（2001年改正）をもう一度確認しましょう。「人々とその環境に関する証拠物 (material evidence) を」という記述から、体験的な展示ばかりで標本・資料を持たない、扱っていない「科学館」はこの定義に当てはまらないと見ることもできるでしょう。ICOMのテーマ別国際委員会に、International Committee for Museums and Collections of Science and Technologyがありますが、名称のとおり、コレクションを扱うことから、科学博物館は含まれるものの科学館は含まれにくいことがわかります。科学館の国際組織としては [Association of Science-Technology Centers](#)（略称；ASTC、本部は米国ワシントンDC）があります。国際的にも、科学館は博物館界の中でユニークな位置と思われます。

ICOM規約の改定

最近になって状況が変わりつつあります。ICOMの規約に改定がおこなわれたのです。2007年に改定された最新の規約は以下のようです。

[ICOM 規約 第3条 第1項 \(2007改定\) 最新](#)

「博物館とは、社会とその発展に寄与し、一般に公開され、教育・研究・楽しみを目的として、人類とその環境の有形・無形の遺産 (heritage) を、取得・保存・研究・交流 (communicate) ・展示する、非営利で常設の機関である。」

扱う対象が証拠物 (material evidence) から、有形・無形の遺産 (tangible and intangible heritage) へと劇的に改定が行われました。日本の博物館法はもとより、各国の博物館組織などでもこの改定には対応できているようには見えませんが、今後、世界の博物館は無形のものまでも対象にすく変化が予想できます。コレクションがないという理由は、科学館を博物館界から排除する理由にならない、というのが今回の結論です。ご安心？ください。

★ご意見、ご質問を歓迎します。林 浩二 (kozi@pb3.so-net.ne.jp) までおよせください。

【写真で見る科学館 ① 富山市科学館】



実物標本、模型などの自然史展示。富山市科学博物館、2014年12月



手回しで発電する体験展示。富山市科学博物館、2014年12月



発電機の展示。実際に使われていた発電機。資料的価値もある。富山市科学博物館、2014年12月